# 「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」（案）について

## 1　条例制定の経緯と目的

平成２４年７月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT 制度）が開始されたのを契機として太陽光発電設備の設置が急速に進みましたが、その一方で、設置による土砂の流出や濁水の発生、景観への影響並びに動植物の生息・生育環境の悪化などの新たな問題が生じたことから、太陽光発電設備の適正な設置と自然環境との調和を図るため、全国的にその設置等の規制を目的として単独の条例を制定する市町村が増えております。

本市も、平成３１年４月に「熊谷市太陽光発電施設等の設置に関するガイドライン」を施行しましたが、事業計画の周知又は説明不足を背景とした相談が地域の方から寄せられております。

こうした状況を改善し、太陽光発電設備の適正な設置の推進及び地域との共存を図るため、本条例を制定します。

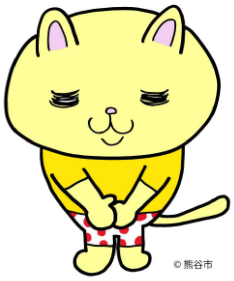

## 2　本条例の骨子

### 1　目的

太陽光発電設備の設置及び管理等について、必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とします。

### 2　対象

1　発電出力の合計が１０kW 以上の設備とする。

※建築物の屋根等に設置するものは除く。

2　地域住民等とは次に掲げる者をいう。

ア　事業区域の境界から５０メートル以内に居住する者

イ　事業区域の境界から５０メートル以内に存する土地又は建築物の所有者、占有者又は管理者

ウ　事業区域が存する自治会及び、太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体（以下「自治会等」という。）

### 3　特徴

1　事業者に求める事項

ア　事業計画の届出を行う前に、地域住民等へ説明会を開催し意見の申出を受ける。

イ　市、自治会等と協議を行い、必要に応じて協定を締結する。

ウ　抑制区域については事業区域に含めない。

エ　事業計画標識の掲示、市との事前協議、事業計画等の工事関係の届出及び適正な設置と維持管理を行う。※１

オ　太陽光発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保する。

※1 及び※２

カ　地位の承継及び廃止した場合、届出を行い、解体撤去及び廃棄並びにその他、必要な措置を講じる。

キ　施行日以前に設置した施設（設置工事中の施設を含む）についても維持管理、廃止届、指導等の対象とする。※1 及び※ 2

※１　設置及び維持管理については、安全確保対策を講じるとともに国の策定した「事業計画策定ガイドライン」「太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン」等の各種ガイドラインを遵守して実施すること。

※２　廃棄等費用については、国の策定した「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守すること。

2　土地所有者等（事業区域内に存する土地の所有者、占有者又は管理者をいう 。）に求める事項

ア　事業者が所在不明となったとき又はその組織を解散したときに、当該土地所有者等が事業者と異なるものである場合、事業者に代わり廃止及び撤去等を行うように求める。

3　市が必要に応じて事業者に行う措置

ア　報告の徴収を求め必要に応じ立入調査を実施する。

イ　実施指導、助言及び勧告等を行い正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者の氏名、住所、勧告の内容を公表する。

ウ　勧告及び公表を行う前に、意見聴取の機会を設ける。

エ　公表を行った場合は、その事実及び内容を国及び県へ報告する。

## 3　事業者が行う手続の流れ

1　事業計画標識の設置（事前協議の３０日以上前）

2　事前協議（届出の６０日前）

3　地域住民等への説明会の開催

ア　地域住民等から意見の申出を受理

イ　申出のあった地域住民等との協議

ウ　協定の締結（必要に応じ）

4　市長への説明会の結果報告

5　協定の締結（市⇔事業者）（市が必要と認める場合）

6　事業計画の届出（工事着手の３０日前）

7　工事着手（適正な設置）

8　工事完了届（完了後速やかに）

9　工事検査

１０　運転開始（適正な維持管理）

１１　廃止届（廃止の３０日前）

１２　設備の解体、撤去及び廃棄

１３　廃止完了届（廃止完了から３０日以内）

## 4　市長が必要に応じて事業者に対して行う措置

1　報告の徴収

2　立入調査等

3　指導、助言

4　指導、助言に従わない場合及び虚偽の手続があった場合

ア　勧告※

5　勧告に従わない場合

ア　公表※

イ　国、県への報告

※勧告及び公表を行う前には、事業者から意見聴取の機会を設けます。

## 5　今後の予定

令和４年１１月　　熊谷市環境審議会へ条例案を諮問

令和４年１２月　　熊谷市議会（１２月定例会）へ条例案を提出

令和５年　４月　　「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」施行予定

